

相続又は贈与等に係る生命(損害)保険契約等に基づく年金の 税務上の取扱いについて

相続、贈与等によって取得した保険年金(生命保険や損害保険等に関する年金)について、所得税の取扱いが変更になりました。

これにより、所得税の還付を受けることができる場合があります。

詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。最寄りの税務署までお問い合わせください。

<問い合わせ先> 鳥取税務署 電話 0857 - 22 - 2141
倉吉税務署 電話 0858 - 26 - 2721
米子税務署 電話 0859 - 32 - 4121
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>